

奈義町立中学校改築工事基本設計業務プロポーザル 一次審査講評

はじめに

本プロポーザルの応募総数は18件、日本各地から応募がありました。応募代表者の住所別でみた内訳は、県内3件、県外15件でした。予想を上回る多くの応募をいただき感謝申し上げます。また、企業構成の内訳は、単体企業9件、企業体9件、企業体の構成員を含めた延べ企業数は28者となり、単体のみならず複数の専門企業がチームで応募いただいたことは、本件に対する関心の高さを示すものと言えます。

参加資格と提出物の不備を審査委員会で確認しました。応募18件中、参加資格要件を満たさない応募が5件ありました。審議の結果、5件を審査対象から除き、13者を対象に一次審査を行いました。失格5件はすべて管理技術者の要件を満たしていないもので、いずれも要領・質問回答の確認不足が理由と考えられます。

一次審査は、事務所の能力、配置技術者の能力、チームの能力、提案方針の4項目で評価を行いました。以下、各項目に沿って全体の応募傾向と評価内容を報告します。

事務所・配置技術者／チームの能力について

1. 事務所の能力については、同種・類似業務の実績で審査しました。多くの応募者が業務遂行に十分な、または平均以上の実績を有する者でした。一方、実績は十分ではないものの、中学校の建築設計に意欲的に取り組もうとする応募者もありました。
2. 配置技術者の能力は、業務実績と受賞実績で評価しました。業務実績については、総じて高く奈義町が目指す新しい中学校の設計に実績ある技術者を配置し提案に望んだことがわかります。受賞実績については、日本建築学会をはじめ建築・デザイン関連協会、あるいは自治体によるものなど幅広い受賞実績を確認することができました。
3. チームの能力は、担当チームの編成方針、業務の実施方針で審査しました。チーム編成では、通常の建築設計体制にとどまらず、サイン・家具のデザイナーなどを加えるなど学校建築特有の配慮がされていました。また建築計画や教育に関する専門家、あるいはワークショップのファシリテーターなどを配置するなど、設計段階から学校経営を意識した特徴が見られました。業務の実施方針については、与えられた期間内にどのように取り組むか具体的な記述に精粗がありました。設計プロセスの管理あるいは関係者との調整については、工事期間中の安全確保、参加型のデザインや密接な連絡体制構築を目指すなど工夫がありました。

提案方針についての全体の傾向

提案方針については、技術提案に向けた方針概要を求めるものです。特定テーマとして掲げた配置計画、屋内空間、景観、地域開放・防災、建設工程、設計プロセスの6項目に対して様々な技術提案がなされました。

1. 配置計画、屋内空間については、新しい中学校の空間構成を示す項目です。既存校舎を使用しながらの改築工事を見据え、既存体育館と運動場の間あるいは既存体育館と校舎の間のスペースに新校舎を配置する提案がほとんどでした。一部既存校舎のある敷地への配置も見られました。屋内空間は概ねコの字型またはLの字型の平面構成に集約されます。Lの字型においても中庭を内包させ回遊動線を持つものもありました。特別教室型、教科教室型のいずれの運営も可能な教科ごとのゾーニング、教室と特別教室の関係に考え方の違いが見られました。
2. 景観、地域開放・防災は、地域との関係性に関わる事柄です。町の中心部の文教地区に中学校の改築を位置付ける提案がいくつか見られ、町の方針に沿うものでした。那岐山への眺望を意識する案は数多くありませんでした。また地域との連携を目指すコミュニティスクールを実現するために、地域住民が立ち寄りやすい、メディアスペース、特別教室などを体育館の北側に設けるなど積極的な提案や、地域スペースが災害時には体育館と一体となって効果を発揮する提案も示されました。
3. 建設工程、設計プロセスについては、設計・工事の適切性を判断する項目です。多くの応募者が関係者を設計プロセスに巻き込み共に創り上げる体制づくりを提案しています。遠方に拠点を持つ提案者の場合、町にサテライトオフィスを設けるなどの意向も示されました。

一次審査のポイントと4者選定の経過と理由

一次審査の評価ポイントと選定の経過と理由について記述します。まずは8名の審査員が予めそれぞれの専門分野と立場で評価した内容を持ち寄りました。各々が評価に関する見解を表明し、各提案ごとに評価に誤りがないか注意深く十分な議論を尽くしました。最終的には、合議制により全員一致で上位4者を選定しました。

1. 4者の事務所の能力、配置技術者の能力については、今回の中学校の設計に取り組むのに十分な実績を示しており、大きな能力の差はありません。
2. チームの能力については、記述の具体性が議論されました。担当チームの編成方針についてはややばらつきがありますが、業務の実施方針については具体的で有効な方針を確認することができました。

3. 特定テーマに対する方針概要は、基本構想に示された方針がどのように受け止められたのか、審査委員の専門性や立場の違いを踏まえて議論を行いました。配置計画については、町の中心部である交差点側への構え方に考え方の違いが現れています。同様に屋内空間については、多様な学習環境を構築するためのゾーニングや教室と特別教室の配置の方針が異なっており、その違いが校舎の平面構成の考え方に現れています。違いはあるものの、いずれの提案も新しい中学校の地域との連携、教科の魅力を引き出す可能性を示しています。景観については、周辺の街並みの高さや、風土に即した集落の形状などを十分読み取り反映させようとする考えが見られるかどうか議論されました。いずれもそうした意思を読み取ることができる提案でした。また、地域開放・防災については、町の全体計画に調和しているのか、地域住民の動線計画が意識されているかどうかなどが評価のポイントとなりました。いずれも、そうした考えに基づくものであり、現校舎解体後の外構整備に現れています。

以上、紙面に表現された考え方を読み取ることに努めましたが、最終的な評価にはいくつかの質疑や補足説明も必要としており、ヒアリングの場面での応答に期待します。

おわりに

3月3日に公開で行う二次審査（公開ヒアリング）は、白熱した提案の場になるであろうと考えております。多くの奈義町民の方々にもぜひご参観をいただき、新しくできる中学校をイメージしていただけるような場にしたいと思っております。

最後になりましたが、改めて一次審査に応募された方々にはこの場をお借りして深く感謝の意を表します。ありがとうございました。

令和2年2月5日

奈義町立中学校建設基本設計業務プロポーザル審査委員会

委員長 鈴木 賢一